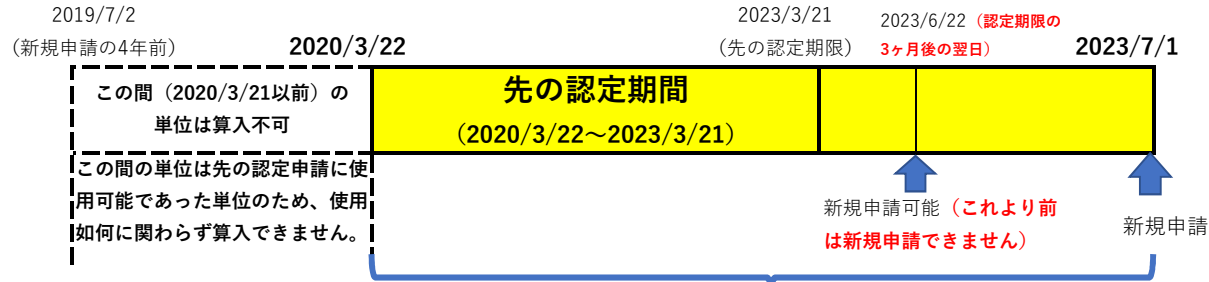


研修認定薬剤師 更新ができなかった場合の新規認定申請

(下図に記載している日付はいずれも例です。これに照らし合わせてご自身の場合を判断して下さい。)

例1) 先の認定期間開始日が新規申請を行った日から遡って4年前よりも後の場合、先の認定開始日から新規申請日までに40単位以上必要



新たな認定開始日は当財団で認定を許可した日になります。認定申請日や先の認定期限の翌日 (認定の継続) にはなりません。

例として2023/7/1に新規申請した場合、この期間 (黄色期間) で40単位以上が必要 (更新認定で条件となっていた各年5単位以上取得していることとはありません)

例2) 先の認定期間開始日が新規申請を行った日から遡って4年前よりも前の場合、新規申請日から遡って4年以内に40単位以上必要



新たな認定開始日は当財団で認定を許可した日になります。認定申請日や先の認定期限の翌日 (認定の継続) にはなりません。

例として2023/7/1に新規申請した場合、この期間 (黄色期間) で40単位以上が必要 (更新認定で条件となっていた各年5単位以上取得していることとはありません)

再新規にあたってはこのほかにも注意があります。必ず「研修認定薬剤師の新規申請手続きについて」(下記URLか右QRコード)のページをご確認下さい。
https://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/certificate_apply.html

